(調書記載要領)

本調書は、被推薦者を審査するための基本資料となるものである。

したがって、以下に留意の上、必要事項を<u>簡潔明瞭かつ的確に</u>所定欄に記載すること。

なお、「技能の概要」および「功績・貢献の概要」の欄について、一葉で記入することが困難な場合は、二葉以上になっても差し支えないこと。

【調書1】

1「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表に定める職業部門の番号を記入すること。

2 「職種名(1)及び(2)」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。

3「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正確に記入すること。

変換できない文字または特定のフォントでしか表示できない文字については、 常用漢字等、一般的に使用している文字に置き換えること。

なお、雅号等では受け付けないので、雅号等は記入しないこと。

4「生年月日」欄

住民票に記載されている生年月日を「元号〇〇年〇〇月〇〇日」の形式で記入すること。年齢は令和7年11月1日現在の満年齢を記入すること。

5「現住所」欄

郵便番号、現住所および電話番号を略さずに記入すること。住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入すること。

6「就業地」欄

- (1)「事業所名」欄には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名を、自営している場合にあっては屋号等をそれぞれ正確に(法人格を省略したり、「株式会社」を「㈱」などと表記したりしないこと)、下段には、拠点名等(例:「○○工場」「○○支店」「○○営業所など」)があれば記載すること。
- (2)「所在地」欄には、郵便番号、所在地および電話番号を略さずに記入すること。
- (3) 令和7年11月1日以前に就業地が変更になることが提出時に確定している場合はカッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。また、提出後に就業地が変更になって場合は速やかに連絡すること。

(4)「事業所全体の従業員数」欄における人数は被推薦者も含めた人数を記載すること。

7「職歴」欄

(1)「職歴」欄

- ア 就業先事業所の名称、職務内容、地位および役職等を記入すること。
- イ 団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技 能と関係のない職種に従事していた期間は記入しないこと。
- ウ いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係のある職種 の訓練を受けた期間は職歴となること。
- エ 令和7年11月1日以前に就業地が変更になることが提出時に確定している場合は、6.就業地欄と同様にかっこ書きで「(〇月〇日より変更予定)」などと明記すること。

(2)「在職期間」欄

その職の始期および終期を記入すること。

なお、現職については、令和7年11月1日をもって終期とすること。

(3)「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

(4)「重複を除く年月数」欄

表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあった場合には、どちらか一方の職にあった期間とし、これを重複する期間を除外すること。

8「表彰」欄

表彰(技能に関連して表彰を受けたもののみ記入する。)を受けている場合、 その種類ごとに表彰の概要および取得年月を記入すること(表彰を証する書面 の写しを添付すること)。

なお、<u>技能に関連する表彰でない、例えば「感謝状」「永年勤続表彰状」等は</u> 記入しないこと。

9「免許・資格等」欄

免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、<u>その種類ごと</u>に当該免許等の概要および取得年月を必ず記入すること(<u>免許等を証する書面の写しをすべて添付</u>すること)。なお、本表彰と直接関連がない、例えば「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

なお、職業訓練指導員免許の取得歴もしくは技能検定委員の委嘱歴について、 該当する場合はその種類と取得(委嘱)年月を本欄に記載すること(免許や委嘱 等を称する書類の写しをすべて添付すること)。

10「大会入賞歴等」欄

- (1) 高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入すること。(<u>認定を証する書面の写</u>しをすべて添付すること)。
- (2) 技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入所 歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入すること(<u>入賞を証する書面の</u> 写しをすべて添付すること)。

11「技能検定」欄

技能士の名称(○級○○技能士)と取得年月を記入すること(<u>技能士証の写し</u>をすべて添付すること)。なお、級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「単一級○○技能士」と記入すること。

【調書2】

1「卓越した技能の概要」欄

卓越性を的確に把握し評価できるよう、無意味な修飾語を用いることなく **具体的かつ分かりやすく記載**すること。

- (a)表現が客観性に欠ける
- ・ ×「非常に優れている」→○ 他と比較してどのように優れているか数値等で表現
- ・ ×「短時間で加工できる」→○ 「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等
- ・ ×「精度が向上した」 \rightarrow 「標準公差 \pm ◇ μ mmが \pm △ μ mmに向上した」等
- (b) 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確
 - → グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載
- (c)技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ
 - → 卓越した技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載すること。
- (d) 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確
 - → その製品の製作過程またはサービスの提供過程のどこで本人の技能が活か されたか明確にすること
- (d) 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい
 - → 全国から選定することから、全国レベルでみた場合に、他の技能者と比較して、どの程度優れているのか、できるだけ具体的に記載する(地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容を記載する)

また、用語等については、全てふりがなおよび簡単に分かる説明(提出書類「専門的・技術的分野に関する用語等の資料」)を付すこと。

(1) 「技能の概要」欄

被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者と の比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが客観的に判定 できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。 雅号と有する者については、その雅号を本欄に記載しても差し支えないこと。なお、雅号等での表彰は受け付けないため、氏名欄には雅号等を記入しないよう留意すること。

(2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作または建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界および社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。

(3)「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が<u>後進の指導・育成にあたった方法、対象および範囲等について具</u>体的に記入すること。

(4)「現役性」欄

被推薦者が<u>現役の技能労働者であるかを確認する</u>ため、その者の有する技能に関連した<u>職種における1日平均の就業時間またはその者の有する技能に関連した職種に</u>専ら就業しているか否かなどを具体的に記入すること。

2 「過去の推薦回数」欄

過去において被推薦者として厚生労働大臣に推薦した年度を記入するととも に、その推薦回数の合計を正確に記入すること。

なお、初めて推薦する場合は計0回と記入すること。

3「推薦者及び推薦理由」欄

推薦者の住所、電話番号、名称(または氏名)、ならびにその推薦理由を記入すること。